

氏名(本籍地)	荒 邦 啓 介 (千葉県)		
学位の種類	博士(法学)		
報告・学位記番号	甲第361号(甲法第20号)		
学位記授与の日付	平成26年3月25日		
学位記授与の要件	本学学位規則第3条第1項該当		
学位論文題目	明治憲法における「国務」と「統帥」 ——統帥権の歴史的・理論的研究——		
論文審査委員	主査 教授		森 田 明
	副査 教授	法学博士	加 藤 秀治郎
	副査 教授		宮 原 均
	副査	横浜国立大学大学院教授 博士(法学)	原 田 一 明

### 【論文の概要】

荒邦啓介氏による学位請求論文は、明治憲法における「国務」と「統帥」という主題を、第1次資料に密着しつつ、憲法史的・理論的に追跡・検討したものである。論文の構成は以下9章から成っている(字数34万字)。

序章	「国務」と「統帥」の分立とロンドン海軍軍縮条約問題
第1章	日本近代軍制史と軍令機関の設置
第2章	憲法第11・12条の制定過程
第3章	国務大臣の責任制度形成過程
第4章	統帥権事件史点描
第5章	統帥権理論の諸相
第6章	有賀長雄の統帥権理論
第7章	中野登美雄の統帥権理論
終章	国防国家における「国務」と「統帥」

- 1) 明治憲法第11条の統帥大権及び第12条の編制大権をいかなる制度の下に構想・具体化するかという問題が、世界大戦終結時までの我が国の政治社会を揺さぶり続けた憲法上のテーマであったことは周知の通りである。しかしながら、この統帥権の独立制度が、いかなる歴史過程の中でどのような具体的構造をもって生成し、どのような理論的文脈

の中で展開したのかについては、従来必ずしも十分に整理・検討されて来た訳ではない。本論文はここでの主題を、歴史的・立法史的過程と理論史的過程の2部に分けた上で、その各々について資料と学術文献を用いつつ詳細に追跡・検討している。

2) 第1章及び第2章は、憲法の制定に遡って明治初年からの20年の間に、軍の統帥と編制をめぐる国家制度が、いかなるプロセスを経て準備されその基盤を構築されて行ったのかを、主に第一次資料を用いて跡付けている。ここで中心とも言うべき歴史的イベントは、明治11年の陸軍参謀本部設置と明治22年の憲法制定であるが、ここでは天皇親政に見られる伝統的政治理念が、プロイセン・ドイツの軍制に依拠する西欧型理念の受容と微妙に混合し合いながら——いわば東西法文化の交錯の中で——制度形成を遂げて行ったのが描き出されている。本論文の視角から見ると、この憲法前史的歴史過程への着眼を欠いた統帥権理論は、その生命の多くを失うものである。

3) 第3章で取扱われているのは、憲法第55条を中心とした、憲法体制全体にかかわる国務大臣の責任制度の問題である。ここでは、55条「国務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」が、(1) 一方では岩倉具視—井上毅が抱懐した伝統的天皇親政イデオロギーに依る大臣単独責任原理の表明であったこと、(2) しかし同時にこれは、伊藤博文がウィーンのL. v. シュタインから継承した近代的内閣連帯責任制度とせめぎ合う中で生みだされたこと、(3) なかなくシュタイン国家学における君主は「君臨すれど統治せず」の仲介者型の象徴的君主であったことなどの責任制度問題が、一次資料をもとに紹介されている。著者の言を借りれば、「明治憲法体制は、岩倉—井上の尊王論型理論と、伊藤—シュタインの文明開化型理論の結合物であった」。

かかる微妙な法構造を持つ責任制度の下での「統帥権の独立」が憲法上成立した明治22年から、統帥権干犯をめぐる議論が白熱化した昭和5年のロンドン軍縮条約問題に至る40年の展開は、戦争をめぐる国家的決断が、ともかくも「明治の元老」達の存在によって担われ得た時代であった。本論文は、国務と統帥の間の確執がきわどいバランスを保ち得たこの「風ぎの時代」を、軍部大臣現役武官制問題をはじめとするいくつかのエピソードによってスケッチしている(第4章)。

4) 第5, 6, 7章において本論文は、明治憲法下で統帥権問題を論じた憲法学者9名による統帥権理論を個々に概観した上で、この問題の出発点と終着点に位置したとも言うべき2人の憲法学者——有賀長雄と中野登美雄の理論を、立ち入って検討・考察している。

『須多因氏講義』の通訳者として知られる有賀は、若くして東大(文学部)で教鞭をとる一方、伊藤博文秘書官として明治憲法体制構築にも参画した実務的理論家の草分け

であった。著者の言によれば、有賀は、「美濃部憲法学の理論的先駆者のひとりであり、加えてその学風は社会学・歴史学へのアプローチをも伴うシュタイン譲りのものであった」。そして、軍政と軍令（国務と統帥）の調整を、両棲的存在とも言うべき陸海軍大臣の指導力に期待した有賀の議論は、昭和5年ロンドン軍縮時に至るまで、軍の中核的理論であり続ける。

一方の中野登美雄は、明治憲法体制の最終地点において、統帥権問題を最も詳細に論じた憲法学者である。本論文は、中野は昭和5年の段階では統帥権の独立を正面から理論的に否定して陸海軍大臣に統帥権の全権を委ねたが、昭和9年には逆に国務と統帥の調和の観点から統帥権の独立を容認するに至ったという、言わば危機の法理論家としての中野の像を描き出している。中野が到達したものは「政治と統帥の国防国家的体系化」の理論であり、「総力戦」の時代的要求への対応であった。

- 5) 以上のような歴史的・学説的分析をふまえて、著者が本論文終章で述べている法史的シュエマを要約すれば、それは、日本近代国制は当初から有したその割拠的構造と特質を払拭し得なかった故に、「国務」と「統帥」の間の分極とジレンマを遂に超克できずに「総力戦」である第二次世界大戦に突入せざるを得なかったのではないか、というものである。

#### 【論文審査の経緯及び結果】

- 1) 戦後の我が国の憲法研究は圧倒的に、昭和22年制定の日本国憲法の法解釈学的研究にその力を注ぐものであった。これは敗戦という歴史的事実の風圧によってもたらされたいわば自然の成りゆきであったが、その結果生じたのは19世紀末以降の我が国の憲法秩序の全体像を明治憲法制定時まで遡って実証的に検討する憲法史研究の欠落である。本論文は研究上の空白地帯ともいべきこの分野に、「国務」と「統帥」という憲法上の視角から本格的に鋏を入れたものであり、制度史及び学説史上未発掘の資料の紹介を含めて、何よりも緻密な第1次資料の整理・検討という点で高い評価が与えられる労作である。
- 2) 審査委員会は審査にあたって、①法制史研究の従来の手法を踏まえているか、②憲法学説史と制度史の照合がきちんと対応しているか、③個々の叙述における論理の把握が正確さを持っているか、を念頭において本論文の審査をすすめ、必要に応じて著者本人からの聞き取りを行った。

口述審査においては、今後に残された課題として、有賀長雄の統帥権理論（第6章）の精密化及び論文終章の国防国家論の歴史的位置づけに関して更なる検討の要が示唆さ

れたが、荒邦氏の本論文は法学研究科の博士学位審査基準に照らして妥当な研究内容と認められ、また所定の試験結果その他の要件に鑑み、委員会全員一致をもってこれが本学博士の学位を授与するに相応しいものと判断した次第である。